

ダイビング参加条件書

(以下の条件によりお客様の参加をお引き受け致します。)

■ダイビング契約

このダイビングツアーおよびスクール各コースは、アディーコースト（以下「当社」という）が実施するものであり、お客様は当社とダイビング契約を締結することとなります。また、契約の内容・条件は、パンフレット、ダイビング参加条件書、ホームページまたはその他書面・電子メール等によります。

■お申し込みと契約の成立

お申し込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申し込みいただけます。

また、お申し込みされた時点でお客様が当該ダイビング参加条件書の内容に同意したものとみなします。

ダイビング契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時点で成立するものといたします。

(1) ご来店の場合、店頭にて申込金をお支払いいただきます。店頭に限りクレジットカードでのお支払いも承ります。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段によるダイビング契約の予約申し込みを受付けることがあります。

この場合契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内または別途定めをした場合は当社指定の期日までに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。

この期間内に申込金の支払いがなされない場合、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) ダイビング契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便、ファクシミリ、インターネットでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、ダイビング契約の締結を了承した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。

(4) 契約締結において、申込書および所定書式の記載内容の確認・承諾は一切を自筆署名にておこない、当該署名をもって記載内容についてお客様が承諾し、ダイビング契約が成立するものとします。

(5) 本項(1)(2)および(3)の例外として、お客様の個人都合や、お申し込み日より開催日までの猶予期間が短く、ダイビング代金または申込金を事前にお支払いいただくことが困難であり、かつ開催日当日に確実にお支払いいただく旨の確約をいただいた場合には、お申し込み時点で当社がお客様とのダイビング契約を承諾し、ご予約とご契約が成立いたします。

ダイビング代金をお支払いいただく旨の確約は、電話、郵便、

ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段および口頭等の手段は問いません。

(6) 申込金は「ダイビング代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全額として取り扱います。

ダイビングツアー、スクール	申込金
スクール（PSD、OWD、RED）	20,000 円
その他ダイビングツアー、スクール	代金の 30% (千円未満切り上げ)

(7) 当社は、団体・グループを構成する参加者の代表としての契約責任者から、ダイビング申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

■ウェイトング扱いについての特約条項

当社は、お申し込みいただいたダイビングツアー・スクールが、その時点で満席その他の理由でダイビング契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様とダイビング契約を締結することができる状態になった時点でダイビング契約を成立させる取り扱い（以下「ウェイトングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1) お客様がウェイトングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイトング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点ではダイビング契約は成立しておらず、また、当社は、将来にダイビング契約が成立することをお約束するものではありません。

(2) 当社は、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様とダイビング契約の締結が可能となった時点でお客様にダイビング契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3) ダイビング契約は、当社が本項(2)により、ダイビング契約の締結を了承した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものとします。

(4) 当社は、ウェイトング期間内にダイビング契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウェイトング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいただきません。

■お申し込み条件

満10歳以上またはPADI規準による規定年齢以上で、健康な方ならどなたでもお申し込みいただけます。

ダイビングにご参加の方は、所定書式に署名のうえ提出していただきます。但し、未成年の方は「親権者の同意」が必要となります。

- (1) お客様は必ず「PADI 病歴診断書」の内容をよくお読みになり、健康状態に問題のない場合にお申し込みください。
- (2) 「PADI 病歴診断書」に一つでも該当項目がある、または循環器、呼吸器、耳鼻咽喉の各系統、および高血圧、心臓病、てんかん等の病歴がある方や、健康状態に多少でも疑問のある方は医師に相談され、許可を得てからのご参加となります。この場合、医師による自筆署名のある「PADI 病歴診断書」を提出していただけます。医師による自筆署名がない場合にはご参加をお断りいたします。
- (3) 当社規定年齢以上のお客様の場合、健康状態に問題のない場合でもお客様の安全性を鑑み、医師の許可を得てからのご参加、または健康診断等（過去1年以内に受診）において自身の健康状態に問題ない旨を提示していただくことを強く推奨いたします。医師による自筆署名のある「PADI 病歴診断書」の提出または健診結果等の提示をいただけない場合は、お客様の自己責任においてのご参加となります。その場合、健康上の理由により生じた事由について当社は一切の責任を負いません。

一年に一度は医師の診断を仰ぐ事を特に推奨する方

✓ 60歳以上のすべての方

✓ 50歳以上でかつ、ダイビングのブランクが12カ月以上の方

- (4) お客様がご参加中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、ダイビングの円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) ダイビングツアーおよび各ランクアップコースは、既にダイバー認定を受けている方を対象としたコースです。ご参加の際にCカードとログブックの提示が必要となり、ご提示なき場合、ご参加をお断りする場合があります。体験コースは、ノンダイバーの方を対象としたコースですので既にダイバー認定を受けている方のご参加は通常のダイビング代金となります。
- (6) 現在妊娠中の方は、ご参加いただけません。
- (7) 未成年の方で、参加当日、指定書式に親権者の署名がない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客様が暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

- (10) その他当社業務上の都合があるときには、お申し込み、ご参加をお断りする場合があります。

■お支払い対象ダイビング代金

「お支払い対象ダイビング代金」とは、広告、パンフレットまたはホームページの価格表示欄や個別に提示した「ダイビングまたはツアー代金」として表示した金額または「スクール各コース代金として表示した金額」と、「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。

この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」等の額を算出する際の基準となります。

■ダイビング代金のお支払い

ダイビング代金は当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

- (1) お支払い方法につきましては、原則現金でのお取り扱いとなります。クレジットカードおよびローンでのお支払いの場合、別途ご案内申し上げます。
- (2) 取消料、違約料等につきましては、現金のみのお取り扱いとなります。
- (3) お振込にてお支払いの場合の振込手数料、又はご返金が発生した際の振込手数料等諸費用はお客様負担とさせていただきます。

■代金に含まれるもの・含まれないもの（その一部を例示）

ダイビング日程に明示したタンク代、ガイド代、乗船料、施設使用料、交通費、宿泊費、飲食代、保険料および諸税等が含まれています。

お客様の個人都合によりこれらの諸費用の一部もしくは全部をご利用されない場合には、原則返金等は行いません。

また航空機搭乗時の超過手荷物料金、ダイビング日程に明示されない交通費、飲食代、一人部屋追加代金、および個人的性質の諸費用等は含まれません。

その他ダイビングツアー等において個別に設定されている場合は、当該設定条件に従います。

■お客様との通信手段および承諾の確認

お客様との相互連絡事項の伝達、ダイビング内容の変更・中止、取消等に関する通知、またそれに伴うお客様からの承諾の確認を得る手段は、原則書面または電子メールによりおこないます。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは電話または口頭による通知等一切の手段を問いません。

本条項はダイビング契約全般に適用されます。

また個人情報保護の観点から、不測の事態により契約者本人との連絡が取れない場合を除き、当該契約者以外への情報開示・通知・折衝はおこないません。

ただし、委任状持参または官公署の命令による場合を除きます。

■ダイビング契約内容の変更

当社はダイビング契約締結後であっても、天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関・ダイビングサービス提供者等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ダイビングツアーまたはスクールの安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して日程、サービスの内容・代金を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

なお、お客様のお申し出によりダイビング内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

- (1) 気象条件、道路事情、ダイビングツアーまたはスクールの進捗状況等により、午前午後及び日時に入れ替わりが生じる場合もあります。また、海洋状況によってダイビング内容の変更およびリクエストとは異なるポイントへのダイビングとなる場合もあります。
- (2) 当社はダイビング契約締結後には、本項および次の場合を除きダイビング代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
 - (ア) 利用する運送機関、宿泊機関等の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけダイビング代金を変更いたします。
ただし、ダイビング代金を増額変更するときは、できうる限り早急にお客様へ通知いたします。
 - (イ) 当社は本項①の定める適用運賃、料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけダイビング代金を減額します。
 - (ウ) ダイビング内容が変更され、ダイビング実施に要する費用（当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかったダイビングサービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）が増加したときは、当社はその変更差額だけダイビング代金を変更いたします。
 - (エ) ダイビング内容が変更され、ダイビング実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけダイビング代金を減額します。
 - (オ) 当社は、運送機関、宿泊機関等の利用人員によりダイビング代金が異なる場合、ダイビング契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、ダイビング代金を変更します。

■催行中止及び契約の解除

- (1) お申込人数が最小催行人員に満たない場合、実施を取り止めることがあります。

または、前項により、お客様の了承を得た上でダイビング内容、代金を変更する場合があります。

- (2) 次に例示する事由等に該当する場合、当社はダイビング契約を解除することがあります。当社の責に帰すべき事由によらずダイビングツアーまたはスクールの一部もしくは全部が修了できなかった場合には、ダイビング代金の払い戻しは原則おこないません。
 - (ア) お客様の責任または自己都合（お客様が予め明示した性別、年齢、資格、技能、健康状態の不調、既往症その他参加条件を満たしていないことが判明。集合時間の遅れ。診断書、親権者の署名が必要な書類不備、不可。当社からの問い合わせに対し期日までにご連絡いただけない場合。その他事由）により、当社がお客様のご参加をお断りした場合。
 - (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた場合。
 - (ウ) 天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関、宿泊機関、ダイビングサービス提供者等のサービスの提供の中止、官公署の命令など当社の責に帰すべき事由によらずダイビング中の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れがきわめて大きい場合。
 - (エ) 当社指定の期日までに「代金全額」、「取消料」、「違約料」等の入金確認ができない場合。
 - (オ) 所定書式、教材等の提出もしくは提示のない場合。
 - (カ) 参加期間中、当社担当者の指示を守っていただけない場合。
 - (キ) ダイビングスクール各コースにおいて当社の責に帰すべき事由によらず、お申込み日より起算して 6 ヶ月以内にコースの全課程を満足に修了できなかった場合。
 - (ク) ダイビングツアーにおいて当社の責に帰すべき事由によらず、中止または延期された日より起算して無連絡のまま 6 ヶ月以内（ご連絡をいただいた場合でも最大 12 ヶ月以内）にご参加いただけない場合。
 - (ケ) お客様の責任または自己都合により、受講・参加権利を利用されなかった場合。

■お申し込み後の取消料

お客様の自己都合により参加を取り消される場合には、ダイビングツアーまたはスクール開催日の前日から起算して遡って日数計算をおこない、代金に対しておひとりにつき、以下の料率で取消料を申し受けます。

なお、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からはご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

店舗営業日の 17 時以降、または休業日に取消のご連絡をいただいたものに関しては、翌営業日の受付扱いとさせていただきます。

基本取消料（別途規定の場合を除く）

契約解除の日	宿泊を伴う	日帰り
7日目以降～ 4日目にあたる日まで	代金の20%	無料
3日目にあたる日	代金の30%	代金の20%
前々日	代金の30%	
前日	代金の50%	
当日、開始後または 無連絡不参加	代金の100%	

航空機・船舶・列車等利用の場合（チャーター便等は別途規定）

契約解除の日	海外	国内
40日目以降～ 31日目にあたる日まで	代金の10%	代金の10% （特定日出発）
		無料
30日目以降～ 21日目にあたる日まで	代金の20%	代金の10%
20日目以降～ 8日目にあたる日まで	代金の20%	
7日目以降～ 3日目にあたる日まで	代金の30%	
開始日の前々日～ 前日	代金の50%	
当日、開始後または 無連絡不参加	代金の100%	

※特定日出発（4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7）

ダイビングスクール各コースにおいて全部日程を取り消す場合

契約解除の日	初心者コース	ランクアップ	左記以外
学科講習受講前	20,000円	無料	無料
学科講習受講後	20,000円	5,000円	5,000円
実習日確定後	上記+実習日に対する基本取消料		

※複数日に渡り開催されるスクール等で一部実習日程が取り消しの場合には、取り消されたダイビング内容に相当するダイビング代金に対しての取消料を申し受けます。

※ダイビングスクール各コースで学科講習受講後は、「ダイビングスクールご参加後」のお取り扱いとなります。

■ダイビングが中止または延期となった場合

海洋条件の不良（安全管理上、海洋条件の適否は当社担当スタッフが判断いたします）、車両・船舶の故障、遅延、事故およびお

客様のお申し出等の理由によりダイビングが中止または延期された場合は以下の条件に基づきます。

- 日程上可能であれば、翌日以降に順延します。それも不可能であるときはダイビングが中止または延期された日（ダイビングスクール各コースの場合はお申込み日）より6ヶ月以内限り、実施できなかった講習セッションの続き、又は参加できなかったダイビングの続きを無償にて承ります。但し、施設使用料、食事代、旅費及び宿泊費等はお客様のご負担となります。
- ダイビングツアーまたはスクール開始後に途中中止となった（お客様都合でない）場合で、お客様が返金を望まれた場合、エントリー前に中止となったダイビングにつき所定の金額を払い戻しいたします。

ビーチダイビングの場合には、1ダイブにつき1,000円。ボートダイビングの場合には、実施できなかったダイビング本数に相当する代金（実施予定本数のボートツアー料金から実施済本数のボートツアー料金を引いた差額相当）のみ返金させていただきます。

※対象となるのは、エントリーまたは出港前に中止となったダイビングの場合のみで、エントリーまたは乗船後のダイビングが途中で中止になったとしても対象とはなりません。

■当社の責任

当社は次に例示する事由では責任を負うものではありません。

- 天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関、宿泊機関、ダイビングサービス提供者等の事故、火災、遅延、不通によるダイビング内容の変更、短縮、延期又は中止。
- 盗難、自由行動中の事故、疾病等お客様の故意又は過失によって生じた損害。
- 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じるダイビング内容の変更、短縮、延期又は中止。
- 食中毒など。
- お客様自身のダイビング知識技術、健康状態等が必要な規準に満たないためにスクールまたはダイビングの一部もしくは全部が日程中に修了できなかった場合で、お客様のお申し出によるその後のスクールまたはダイビングの一部もしくは全部の内容の変更、短縮、延期又は中止、またはお客様の責任、都合による受講、参加権利の未利用、放棄。

■お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、ダイビング契約を締結するに際して当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他のダイビング契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

- (3) お客様は、ダイビングツアーまたはスクール開始後において、ダイビングサービスを円滑に受領するため、万が一異なるダイビングサービスが提供されたと認識したときは、ダイビング地において速やかにその旨を当社スタッフ、現地ガイド、当該ダイビングサービス提供者又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) お客様は、ダイビングツアーまたはスクール開始日に当社からお客様にお渡しした時点から、最終日にお客様からご返却いただくまでの期間、お客様自身の責任においてレンタル器材を使用、保管するものとします。
- (5) ダイビングツアーまたはスクール開催期間中、当社の責に帰すべき事由によらず、レンタル器材の破損、紛失等が発生し当社が損害を被った場合、別表に基づきお客様に損害の賠償をしていただきます。
- (6) 当社は、ダイビングツアーまたはスクール中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたとときは、必要な措置を講ずることがあります。
この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

■ 傷害補償

当社加入保険により、お客様がダイビング参加中で、なおかつ当社の管理下にある場合に、当社の故意又は過失によりお客様が被られた一定の損害、傷害、疾病治療費についてあらかじめ定める額の補償金を支払います。

しかし、ダイビング中でない、当社の管理下にない又はお客様の故意又は過失によると判断される場合については補償いたしません。

なお、減圧症は補償の対象とならない場合もあります。

賠償債務者（外国の運輸機関、宿泊機関等）によっては十分な補償が得られないこともあります。
お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険やダイビング専用 DAN JAPAN 保険に加入されることを強くおすすめします。

■ Cカード（認定証）の発行

PADI ダイビングスクールの全課程を満身に修了されると C カード（認定証）の申請手続きとなります。

- (1) 申請用カラー写真 2 枚（3 cm× 4 cm）をご用意ください。顔の大きさが 1 円玉くらいの大きさのもので、スナップ写真も可。白黒、サングラス、帽子、集合写真は不可。
- (2) 不備のない限り C カード（認定証）は申請後 90 日以内に発行されます。それ以前の期間は、申請手続きの際にお渡しするテンポラリーカード（仮認定証）をご使用ください。
- (3) C カードの再発行が必要になった場合、当社で再発行手続きを承ります。その際、別途再発行手数料を申し受けます。

■ レンタル器材

レンタル器材はすべて標準体型の既成サイズのみとなります。

- (1) レンタル器材は、数量、サイズに限りがあります。
そのため、すべてのお客様にフィットするサイズを提供することを保証するものではありません。
- (2) 視力矯正（度付きレンズ）マスクのご用意はございません。

コンタクトレンズを使用しているダイビングは推奨いたしません。
ご使用の場合は、お客様自身の責任においてご使用いただきます。コンタクトレンズの紛失、破損、又は使用が原因による疾病等の場合にも当社は一切の責任を負いません。

- (3) グローブのご用意はございませんので、お申し込み時に購入されることをおすすめします。素手による疾病等の場合でも当社は一切の責任を負いません。
- (4) スーツ、ブーツ、マウスピース等肌に直接触れる器材の使用が原因による疾病等の場合にも当社は一切の責任を負いません。
- (5) 標準体型に合わない方、視力矯正（度付きレンズ）マスク、グローブ、またはその他器材全般が必要な方は、当社でご相談承ります。

このダイビング参加条件書は、2015 年 11 月 1 日を基準としております。
参加条件書の内容については事前の予告なく変更される場合もあります。

（別表） レンタル器材破損、紛失時における損害賠償額表 （単位：円、税別）

レギュレーター、BCD 紛失	新品本体価格の 50%	ダイブコンピューター、ライト紛失	新品本体価格の 60%
軽器材紛失	新品本体価格の 50%	その他紛失	新品本体価格の 50%
ウェットスーツ、ベスト紛失	新品本体価格の 50%		
ドライスーツ、フード紛失	新品本体価格の 60%	破損修理その他	実費